

### ◆平成31年1月～令和元年12月事故の状況◆

#### 【事故の特徴】

☆事故件数は、「60件」発生しており、H30年と比較すると8件増加(但し除雪事故含む)

☆「60件」はH27年以降ではH30年に次いで少ない

☆H27以降事故件数は減少傾向であるが、R1は死亡事故が3件発生(H30は0件)

### ★ 6～9月の3ヶ月間に死亡事故が3件発生。(H27年以降で最多)

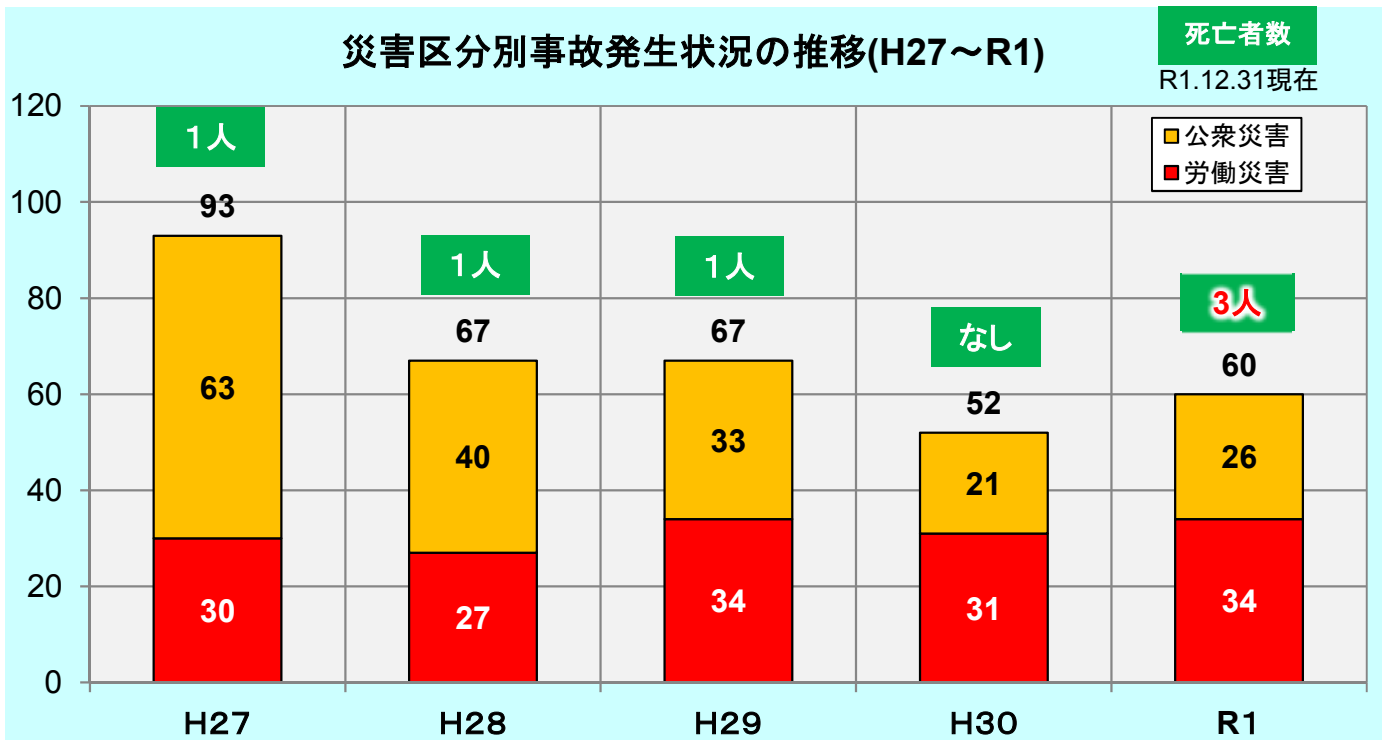
※使用している数値は速報値であるため、今後変更となる可能性があります。  
※北陸地方整備局発注の直轄工事を対象としています。

## 1. 事故の発生状況

### 1) 各年の事故件数の推移

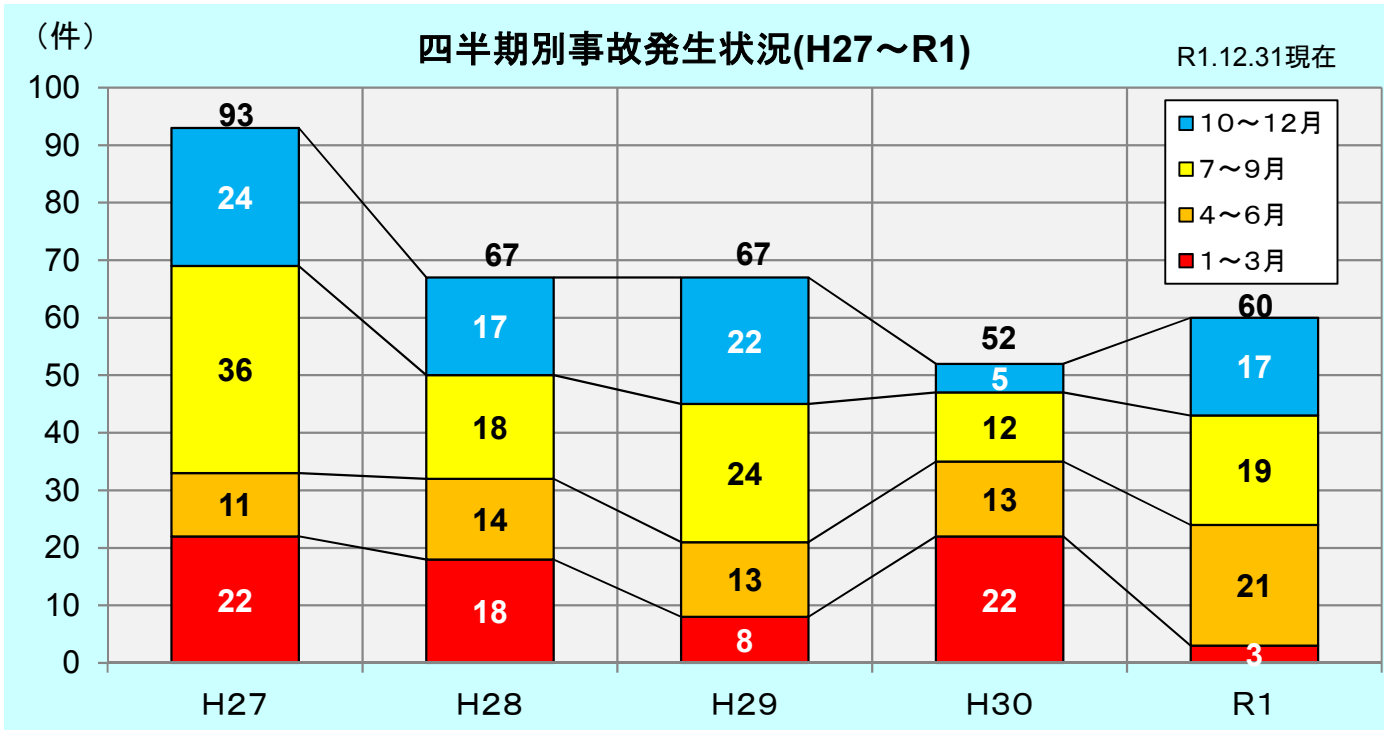
平成31年1月からR1年12月までの1年間の事故は60件発生し、H27以降ではH30(52人)に次いで少ないが、死亡事故が3件発生し、H27以降では最も多い。死亡事故が複数件発生したのはH26年の3件(3人)以来。

労働災害は34件、公衆災害は26件発生しており、H29、H30と同様に労働災害の割合が高い。



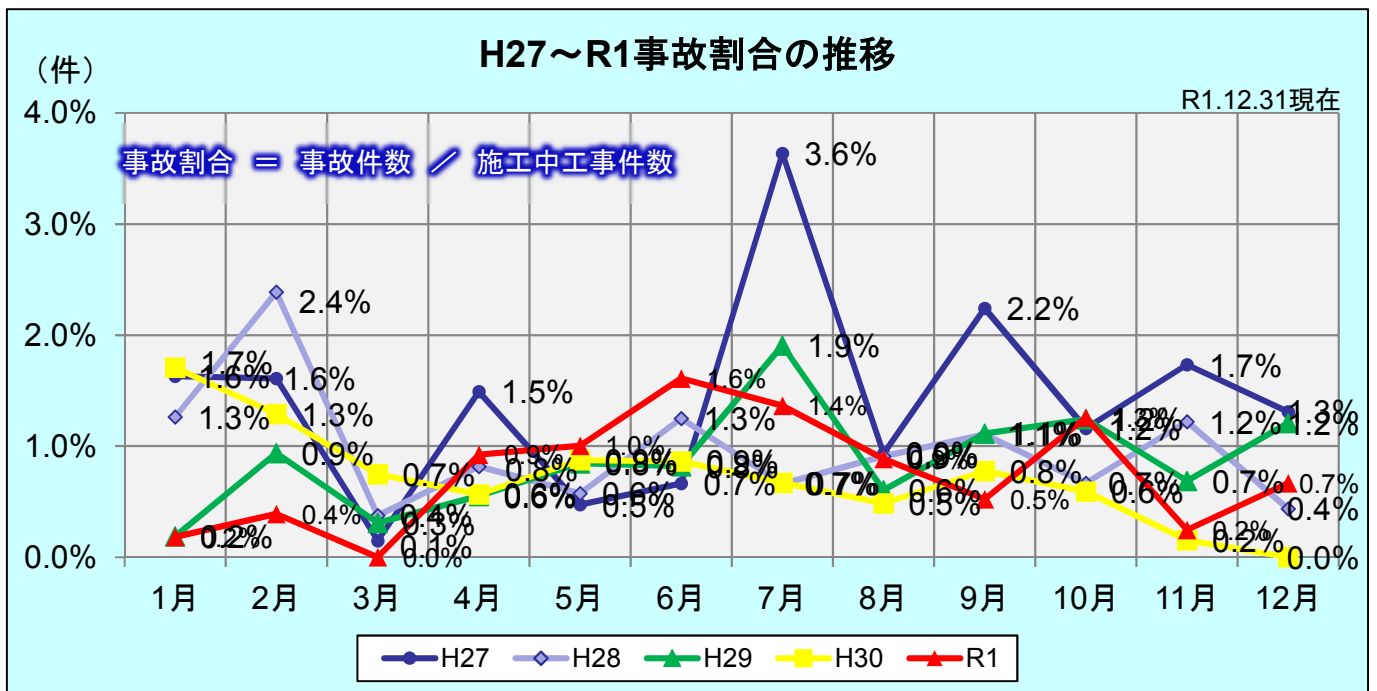
## 2) 四半期別の事故発生件数

四半期別の事故件数では、4～6月に21件発生しH27以降で最も多く、冬期（1月～3月）は3件でH27以降で最も少ない。昨年の冬は降雪が少なかったため、除雪関係事故も非常に少なかった。



## 3) 事故割合

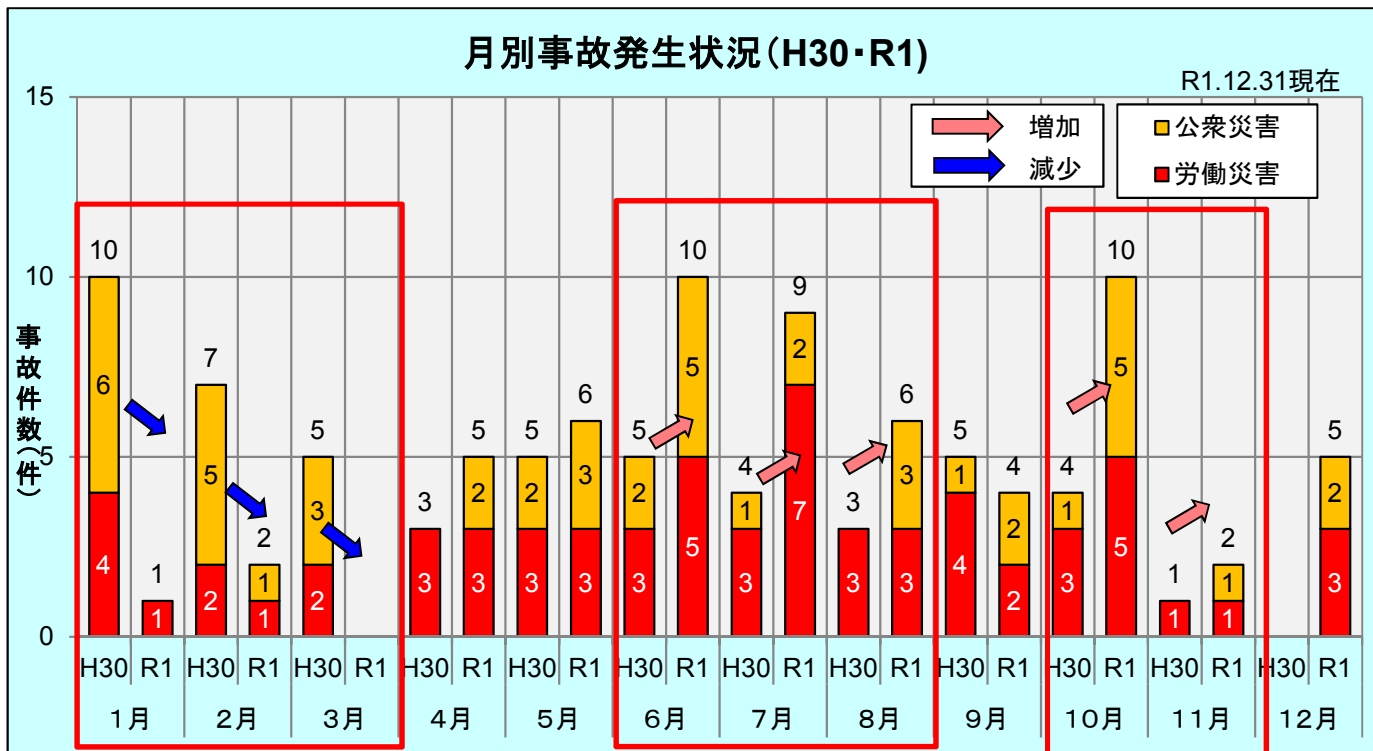
施工中の工事件数に対する事故の発生件数は、H27以降では1月～3月及び9月の割合は最も少ないが、5月、6月、10月の割合は最も高い。



#### 4) 月別の事故発生件数

H30とR1の月別事故発生件数を比較すると、降雪が少なかった昨年の1～3月は公衆災害・労働災害とも大きく減少している。

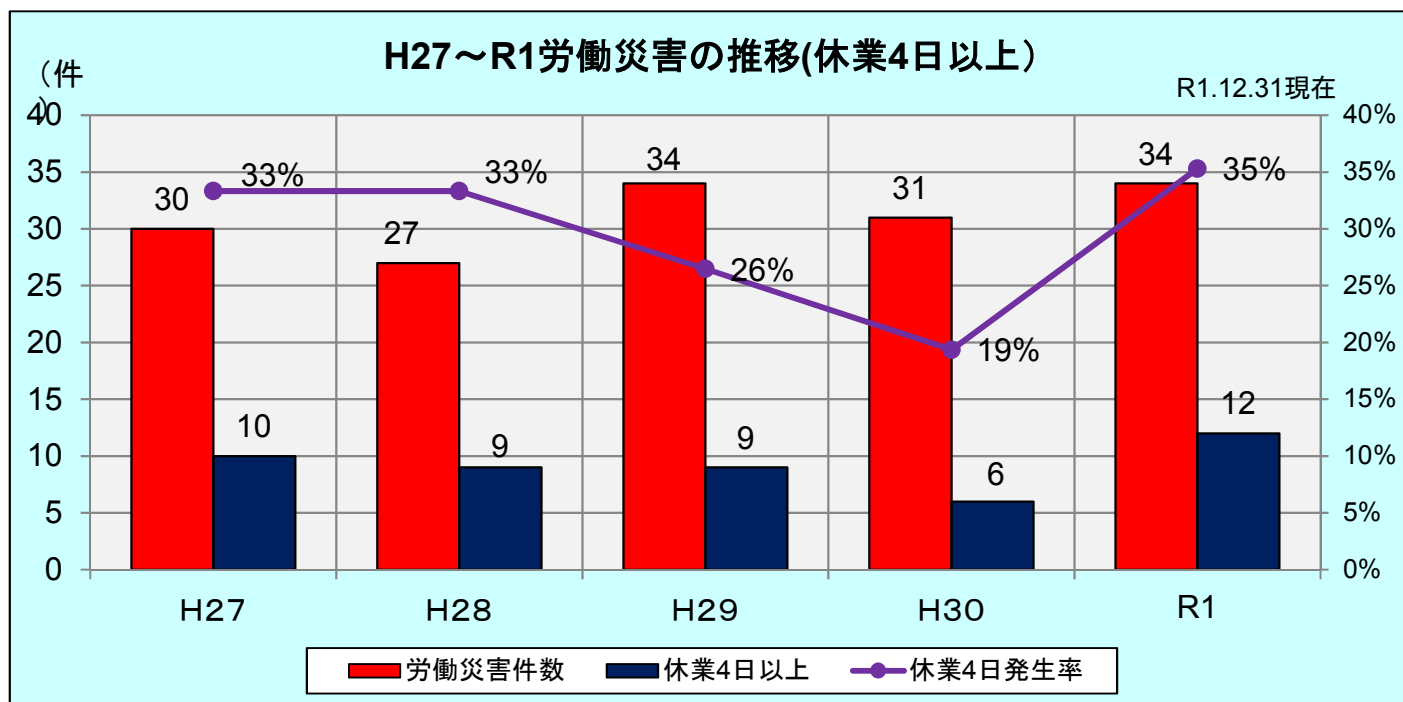
6～8月及び10～11月では昨年に比べ大きく増加している。



#### 5) 休業4日以上 of 事故発生状況

休業4日以上（死亡事故を除く）の事故は12件発生しており、昨年から倍増している。

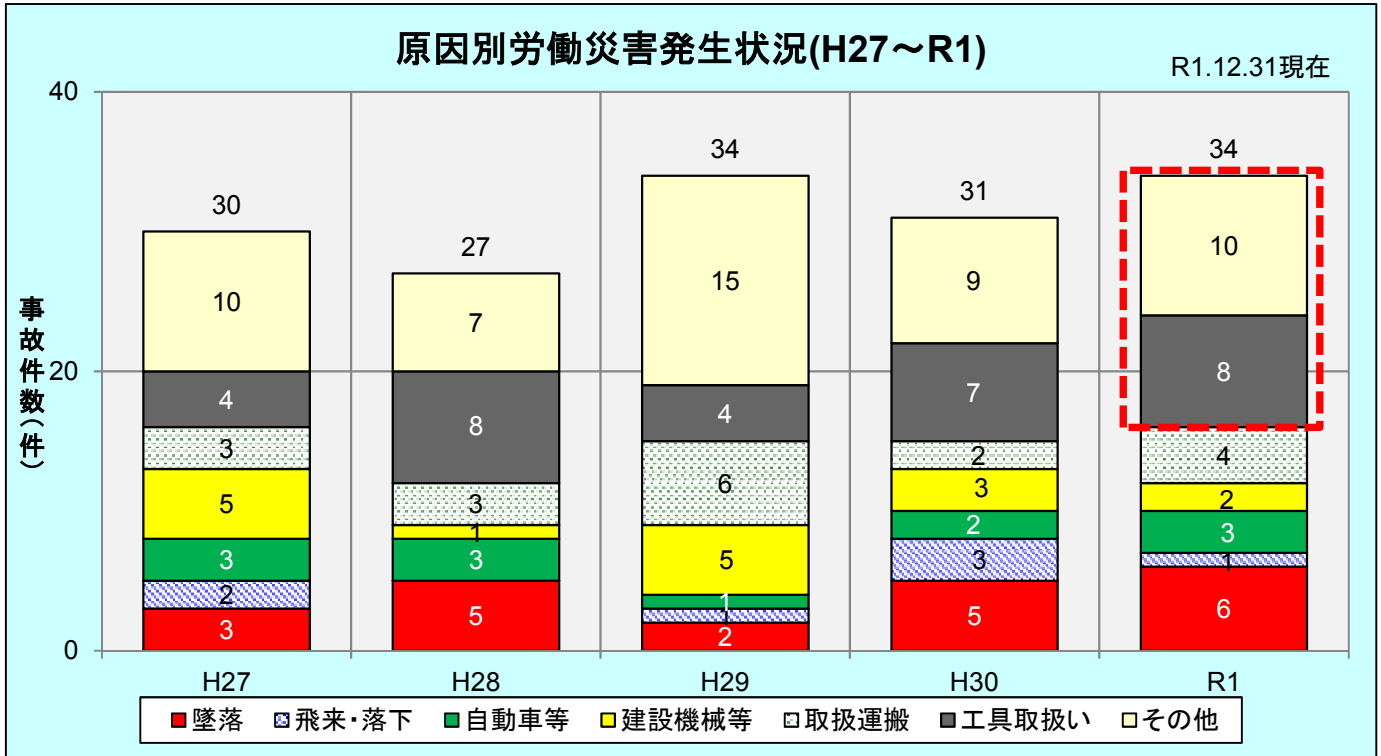
発生件数（34件）及び休業4日以上の発生率（35%）はH27以降で最も高い。



## 6) 労働災害の原因別事故発生件数

労働災害の原因別の状況は、工具取扱い事故及びその他の事故で事故件数の過半数を占めている。事故原因別でH30から増加した事故は、取扱運搬等（2→4件）、自動車等（2→3件）、工具取扱い（7→8件）、その他（9→10件）となっている。

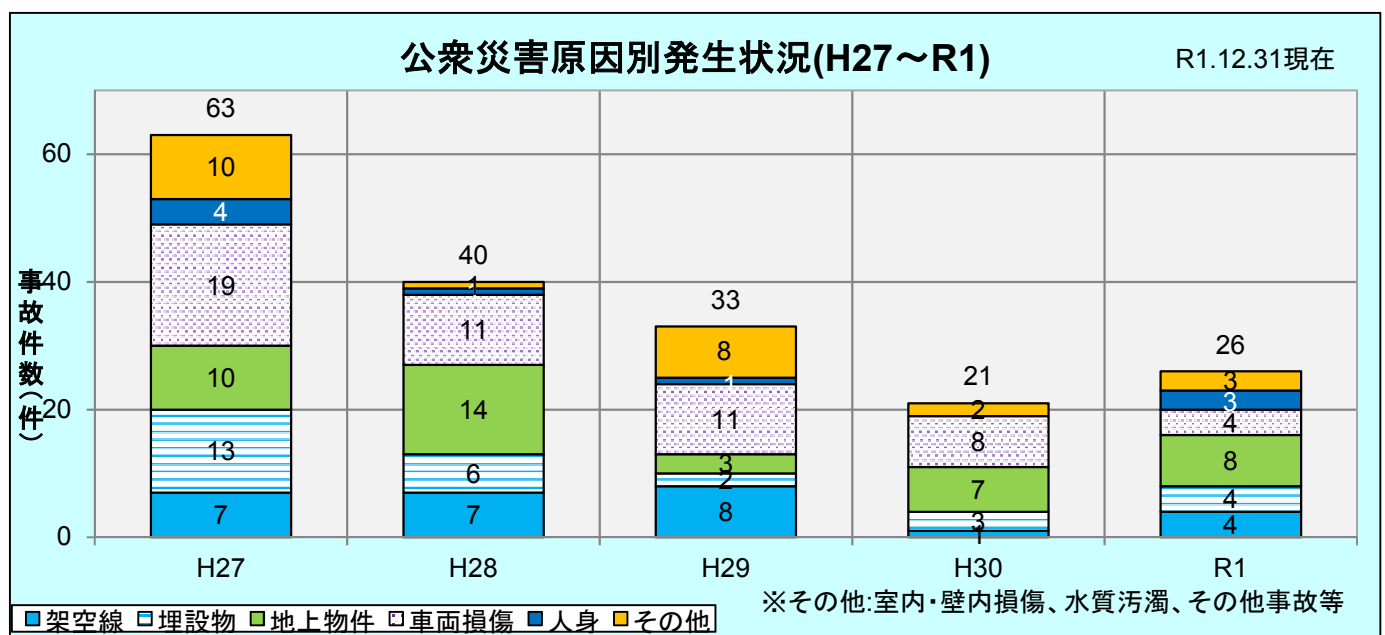
その他の事故10件は、熱中症、架台転倒、土砂・岩石崩落、ハチ刺され等による被災。



## 7) 公衆災害の原因別発生状況

R1の公衆災害はH30と比較すると21→26件に増加したが、H27以降ではH30に次いで少ない。

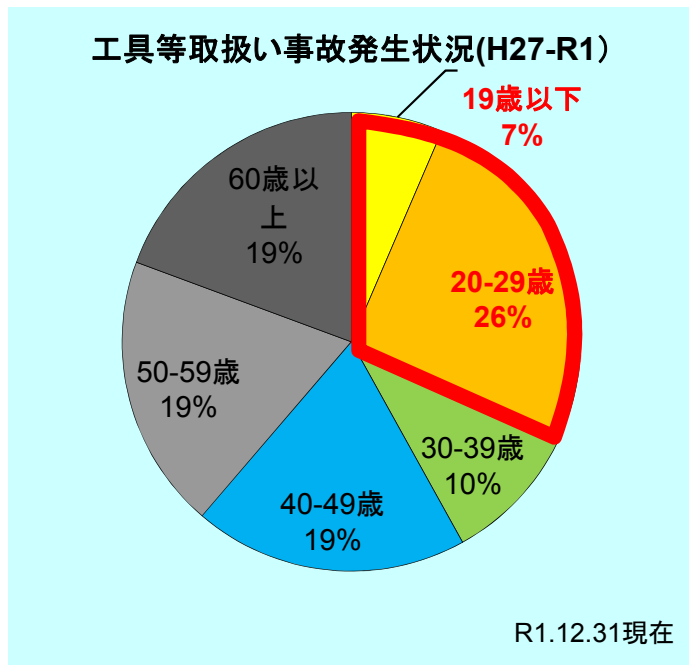
R1の原因別発生状況は昨年に比べ架空線、人身事故が大きく増加している。



## 8) 工具取り扱い事故発生状況

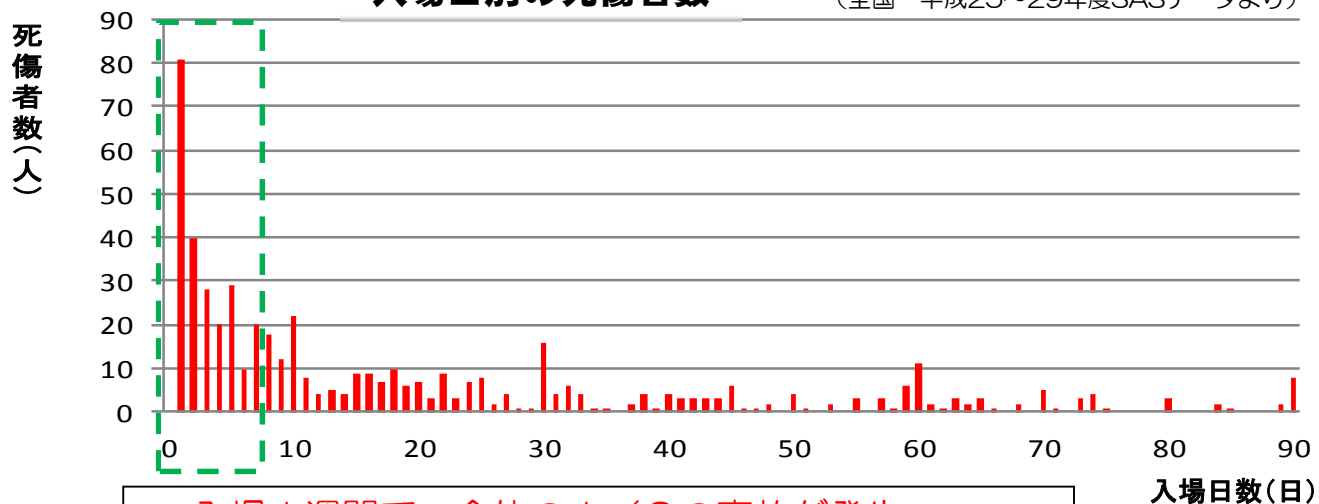
工具等取扱い事故のH27～R1の状況では29歳以下の事故が約3割を占めている。

建設業全体に占める29歳以下の就業者は約1割程度であるが、人力除草による鎌等工具等の取扱いにより被災する事故が多い。（工具等：草刈り鎌、釘打機、ディスクグラインダー等）



## 入場日別の死傷者数

(全国 平成25～29年度SASデータより)



- ・ 入場1週間で、全体の1/3の事故が発生
- ・ 特に初日の被災が突出している。
- ・ 2/3の事故は約1ヶ月以内に発生

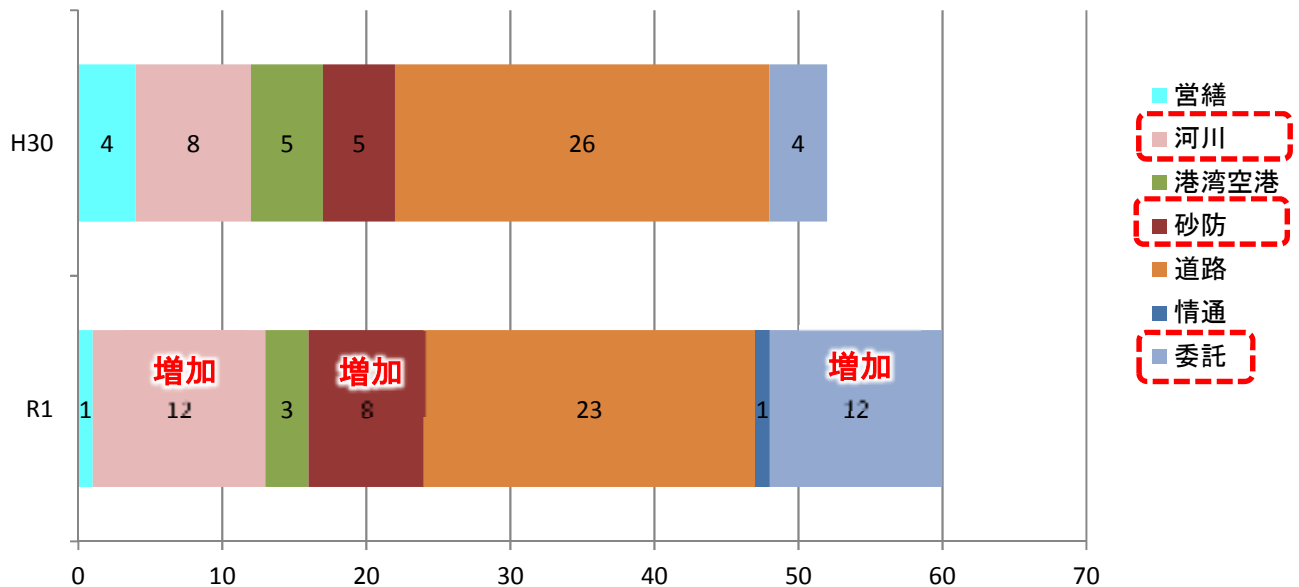
### ○ 細やかな新規入場者教育が必要

- ・ リスクアセスメントに基づく安全教育の周知徹底  
(潜在的な危険性や有害性を把握し、労働災害が起きる前に対策を講じることが重要です。)

## 9) 事業分類別事故発生状況

事業分類別の事故発生状況をH30とR1で比較すると、**河川、砂防、業務委託における事故が増加**している。

現場作業に伴う、**業務委託**についても安全対策協議会による安全パトロールを実施する等、**事故防止の取り組みが必要**。



## 2. 事故発生事例

### 草刈り作業中に見張り員を切傷(人身事故)

- ①日時: 令和元年10月2日(水)14:35頃
- ②業務内容: 流量観測業務
- ③事故内容: 伐採作業員が振った草刈機の刃先が船舶見張り員の右ふくらはぎに当たり負傷
- ④被害状況: 右下腿挫創



#### 【事故発生状況】

流量観測実施中に陸部で草刈りしていた作業員に船舶見張り員が無言で近づいたところ、気づかず草刈り作業していた草刈り機の刃先が船舶見張り員のふくらはぎにあたり、負傷した。

#### 【事故発生原因】

- ・同一箇所内で異なる作業の並行作業を行うことにより、安全対策がおろそかになった。
- ・船舶見張り員が伐採作業員の背後から近づき、草刈り機の使用範囲内に入ったため。
- ・伐採作業員が周囲の確認を怠ったため。



## 高所作業車と一般車が接触(物損事故)

- ①日時: 令和元年10月8日(火)15:30頃
- ②業務内容: トンネル照明更新
- ③事故内容: 高所作業車の作業床と一般通行車両の荷台が接触し双方の車両が損傷
- ④被害状況: 一般車の荷台正面右角のランプ破損・へこみ・高所作業車の作業床手すりの破損



工事車両(高所作業車) 損傷状況(10/8撮影)



### 【事故発生原因】

- ・ 高所作業車の作業床が規制帯の境界を越え通路側にはみ出していた。
- ・ 一般車(10tトラック)運転手の前方確認が十分でなかった。

### 【事故発生状況】

- ・ トンネル照明の更新作業中に高所作業車の作業床手すりと、一般車両の荷台(箱の角)が接触し双方車両が破損。

## ダンプトラック運転中に路肩に寄りすぎて横転(自動車等事故)

- ①日時: 令和元年10月14日(月)14:40頃
- ②業務内容: 河川工事
- ③事故内容: ダンプトラック運転中に、路肩のぬかるみにハンドルを取られ横転した。
- ④被害状況: 怪我なし



### 【事故発生状況】

- ・ 対向車が来た為、避けようと左側にハンドルを切り減速したが、路肩のぬかるみにハンドルを取られ、元に戻そうとしたが、路肩が崩れた為、ハンドルが戻らなくなり180度横転した。

### 【事故発生原因】

- ・ 路肩に寄り過ぎた事及び対向車(大型ダンプ)が来た時、減速はしたが一旦停止しなかった事が原因と考えられる。

## 4. その他

### 1) 建設工事公衆災害防止対策要綱の改正

改正 建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編／建築工事編 が令和元年9月2日公布・施行されました。



## 改正でここが変わりました

**Point 1** 関係者が持つべき理念と責務を規定

<b>🔍 理念・責務を明確化</b> <small>建設工事に関係する者は、関連法令及び当該要綱を遵守することを明記。さらに、当該要綱を守るのみならず、より安全性を高める工夫や周辺地域の改善等を図り、万全を期すなければならないことを規定</small>	<b>🔍 設計段階での配慮・情報の伝達</b> <small>工事の設計にあたっては、現場条件を調査した上で、施工時における公衆災害の防止に配慮しなければならないことや、施工者等に必要な情報を十分に伝達することを明記</small>
<b>✳️ リスクアセスメント</b> <small>工事に先立ち、リスクアセスメントによって公衆災害の危険性を特定し、当該リスクを低減するための措置を具体的に講じる（該措置により危険性の低減が図られない場合は施工計画を協議することを規定</small>	<b>📄 適切な工期の確保・公衆災害防止対策経費の確保</b> <small>適切な工期や費用について設定・確保するとともに変更事項についても必要に応じて工期や経費の見直しを検討することを規定</small>

**Point 2** 近年の公衆災害事例をふまえた見直し

<b>🔍 埋設物の確認・保全措置</b> <small>施工前に埋設物管理者等が所有する資料（台帳等）と設計図書等を照合することを明記</small>	<b>🚧 建設機械の施工・移動時の措置</b> <small>建設機械の移動及び作業時における措置について、転倒や転落または接触による公衆災害を防止するため、より具体的に規定</small>
<b>🔍 架線接触の事故防止措置</b> <small>架線、積造物等に接触した作業時における具体的な措置について規定するとともに、その情報を作業員等に確実に伝達することを規定</small>	<b>🏗️ 足場等作業時への事前の備え</b> <small>「足場等の取壊し（解体時）」に対しては、事前に危険性評価等を行うとともに、当該の発生リスクが高くなる「資材の上げ下ろし作業」は、原則、作業現場外で行うこと等を規定</small>
<b>🏗️ 解体工事中の事故防止措置</b> <small>解体対象建築物の情報を可能な限り施工者に提供し、積極的に自立していない部分や異なる部分の解体について対策を明記</small>	<b>🌪️ 荒天（強風等）時への事前の備え</b> <small>あらかじめ荒天時（強風、豪雨、大雪等）の具体的な措置（作業中止の基準、作業中止時の具体的な措置）を定めることを規定</small>
<b>🚢 河川航行時の事故対策</b> <small>河川航行中における、建設資材等の運搬中の公衆災害の防止措置を規定</small>	

**Point 3** 制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し

<b>🚁 無人航空機の落下事故対策</b> <small>建設現場におけるドローン等の操作を行う場合における、公衆災害の防止措置を規定</small>	<b>👴 高齢者・車椅子利用者等への対応</b> <small>工事の実施にあたり、やむを得ず歩行者の通行を制限する場合には高齢者や車椅子利用者等にとって安全な歩行経路を確保することを規定</small>
<b>🚧 建設機械のレンタル化への対応</b> <small>レンタル（株式会社）建設機械を使用する場合、必要な点検整備がなされていることを確認することを規定</small>	

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
 土地・建設産業課 建設業課
 TEL:03-5253-8111

- 土木工事及び業務等の共通仕様書に位置づけのある「建設工事公衆災害防止対策要綱」を新要綱に読み替え、令和元年9月2日より適用
- 「土木工事安全施工技術指針（平成29年3月31日）」において引用されている「建設工事公衆災害防止対策要綱」の各項目については新要綱に読み替え



## 要綱の主な見直し内容と条項(抜粋)

### ■ 関係者が持つべき理念と責務の明確化

#### ① 関係法令・要綱を通じて安全性の確に万全を期す

##### 第3 発注者及び施工者の責務 **【新規追加】**

発注者及び施工者は、関係法令等に加え、この要領を遵守

#### ② 設計段階での配慮、情報伝達

##### 第4 設計段階における調査等 **【新規追加】**

発注者は、現場の施工条件を十分調査し、施工時に留意すべき事項がある場合は、施工者に確実に伝達

#### ③ 工事範囲の最小化、危険性の事前評価

##### 第5 施工計画及び工法選定における危険性の除去と施工前の事前評価 **【新規追加】**

発注者及び施工者は、危険性を最小化するため工事範囲を敷地内に納める施工計画の作成、工法選定を行う

#### ④ 適切な工期の確保、公衆災害防止対策経費の確保

##### 第7 適正な工期の確保

発注者は、工期を定めるに当たっては、この要綱の規定が十分に守られるよう設定

##### 第8 公衆災害防止対策経費の確保

発注者は、この要綱に基づいて必要となる措置を明示し、その経費を適切に確保

### ■ 近年の公衆災害事例をふまえた見直し

#### ① 埋設物の確認、安全措置

##### 第42 (26) 埋設物の事前確認 ※( )は建築編

発注者又は施工者は、埋設物台帳と設計図面を照らし合わせ、試掘等を行い埋設物を目視確認する

#### ② 建設機械の使用及び移動時の措置

##### 第34 (36) 建設機械の使用及び移動

施工者は、建設機械を使用するにあたり、定められた用途以外に使用してはならない。

#### ③ 架線、構造物等に近接した作業時の措置

##### 第36 (37) 架線、構造物に近接した作業

施工者は、接触の恐れのある物件の位置がわかるようマーキング等行った上で交通誘導警備員の配置等、必要な措置を講じ、作業員等に確実に伝達

#### ④ 仮設構造物の組立・解体手順、落下防止措置

##### 第25 足場等の設置・解体時の作業計画及び手順 **【新規追加】**

施工者は、足場や型枠支保工等の組立て、解体時に倒壊、資材落下等に対する措置を講じなければならない。

#### ⑤ 荒天時における事前措置

##### 第11 荒天時等の対応に関する検討 **【新規追加】**

施工計画立案時に強風、豪雨、豪雪時における作業中止基準を定め、中止時の資材等の措置について定めておかなければならない。

### ■ 制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し

#### ① 無人航空機の操作時の措置

##### 第37 (38) 無人航空機による操作 **【新規追加】**

無人航空機(ドローン等)を使用する場合は、第34条(36)(建設機械の使用及び移動)の規定のほか、次の各号に掲げる措置を講じること。 土地所有者からの許可、航空法に基づく国土交通大臣の許可 等

#### ② レンタル機械を使用する場合の規定を追加

##### 第39 (40) 建設機械の点検、維持管理

持ち込み機械を使用する場合は、必要な点検整備がなされた機械であることを確認すること。

#### ③ 歩行者用通路を制限する場合の措置

##### 第27(33) 歩行者用通路の確保

やむを得ず通行を制限する場合、幅0.9メートル以上、有効高さ2.1メートル以上を確保しなければならない。

### 3) 北陸地方3ヶ月予報（2月から4月まで）

令和2年1月24日  
新潟地方気象台 発表

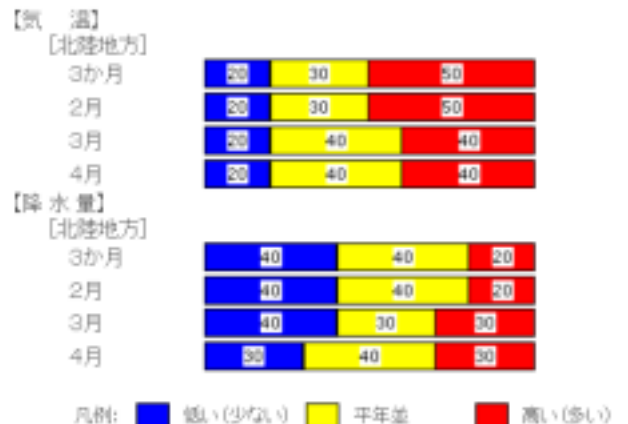
**<予想される向こう3か月の天候>**  
向こう3か月の出現の可能性が最も大きい天候と、特徴のある気温、降水量等の確率は以下のとおりです。  
この期間の平均気温は、高い確率50%です。降水量は、平年並または少ない確率ともに40%です。

2月 平年に比べ、曇りや雪または雨の日が少ないでしょう。気温は、高い確率50%です。降水量は、平年並または少ない確率ともに40%です。

3月 天気は数日の周期で変わってでしょう。気温は、平年並または高い確率ともに40%です。

4月 天気は数日の周期で変わってでしょう。気温は、平年並または高い確率ともに40%です。

<向こう3か月の気温、降水量の各階級の確率(%)>



### 4) 降雪期の事故に注意

今冬は、例年になく暖かい日が続いていますが、まだ2月3月と気温の低下や降雪の可能性がります。気温の低下に伴い体も動きにくくなったり、降雪の影響によりスリップや転倒したりする恐れもあることから、引き続き事故防止対策をお願いします。

また、例年除雪作業に伴う接触事故や、積雪により視認出来ない地上物件を重機で損傷させる事故等が発生していますので、重機の操作にあたっては、改めて注意をお願いします。



北陸地整

#### 除雪車のブレードが一般車両と接触(物損事故)

①日時:平成30年2月6日(火)11:40頃  
②工事内容:道路除雪作業  
③事故内容:トンネル内で除雪車のブレードが対向車両と接触した。  
④被害状況:対向車両(キャリアトレーラー):右後輪ホイール破損等、除雪車:サークルモーター破損

交通事故

接触 進行方向 →

← 進行方向

サークルモーター破損

ホイールキャップ破損、反射板破損 塗剥離

北陸地整

#### 除雪グラダのブレードが散水ノズルに接触(公衆災害)

①日時:平成30年1月26日(金)02:10頃  
②工事内容:道路除雪作業  
③事故内容:除雪グラダを回送中、県管理の消雪パイプ散水ノズルにブレードが接触し破損  
④被害状況:消雪パイプ散水ノズル3箇所破損

建設機械等事故

機庫区:

散水パイプ

1月26日 事故時状況

【問合せ先】北陸地方整備局企画部 技術検査官 岩崎 TEL 025-370-6702 FAX 025-280-8861